

## 相続税・贈与税の変更

### 相続税の大幅な増税

平成27年1月1日から、相続税制が大きく変更されました。大枠としては、遺産（相続財産）に係る基礎控除額が引き下げられることにより大幅な増税となります。加えて、相続税を支払わなければならない人が今までより増える見込みです。

相続税は、これまで「資産家に対する課税」と考えられていました。今後は「大衆課税」の位置付けが強くなります。相続税なんて無縁、と考えていた人も課税対象者になる可能性が高まりました。決して他人事ではありません。

### 相続税 改正1 遺産に係る基礎控除

- 遺産に係る基礎控除額が引き下げられます。

【改正前】	【改正後】
5,000万円 + (1,000万円 × 法定相続人の数)	3,000万円 + (600万円 × 法定相続人の数)

### 「遺産に係る基礎控除額」の計算

例 法定相続人が、配偶者と子2人の場合

$$3,000万円 + (600万円 \times 3人) = \underline{4,800万円} \text{ (遺産に係る基礎控除額)}$$

(出所：国税庁)

標準的な4人家族（父母と子2人）の場合、以前ですと、遺産が7,000万円を超えないと課税対象とはなりません。変更後は4,800万円を超えると相続税が発生する可能性があります。

これでは、都内に不動産を所有する人などは、すべからく相続税の対象者になってしまう可能性があります。注意が必要です。

なお、330㎡以内の宅地用不動産については、相続時の評価額を80%減額できる特例（小規模宅地等の特例）があり、相続税の減額もしくは回避の手段として有効です。ただし、特例は申告により認められる制度です。特例適用により相続税を回避できる人も税務署に申告する必要があります。

ちなみに、相続税は10%～55%の急激な累進税率となっています。遺産が大きいほどたくさんの税金を納めなければなりません。しばしば映画やドラマで、資産家が遺産隠しにやっきになるのもうなずける気がします。

## 相続税 改正2 相続税の税率構造

○ 最高税率の引上げなど税率構造が変わります。

各法定相続人の取得金額	【改正前】 税率	【改正後】 税率
～ 1,000万円以下	10%	10%
1,000万円超 ～ 3,000万円以下	15%	15%
3,000万円超 ～ 5,000万円以下	20%	20%
5,000万円超 ～ 1億円以下	30%	30%
1億円超 ～ 2億円以下	40%	40%
2億円超 ～ 3億円以下		45%
3億円超 ～ 6億円以下		50%
6億円超 ～	50%	55%

※ 「各法定相続人の取得金額」とは、課税遺産総額（課税価格の合計額から遺産に係る基礎控除額を控除した金額）を法定相続人の数に算入された相続人が法定相続分に応じて取得したものとした場合の各人の取得金額をいいます。

（出所：国税庁）

### 注目集める「教育資金の一括贈与」

こうしたなか、節税対策として注目を集めているのが、「教育資金の一括贈与」と呼ばれる時限措置です。平成25年4月1日から平成27年12月31日までの間に、30歳未満の子や孫の教育資金に充てるために金銭を拠出し、信託銀行に信託等（銀行等に預入も可）をした場合には、1,500万円までの金額については、受贈者（贈与を受ける人）に贈与税が課されないという制度です。

非課税対象者が30歳未満であるため、もっぱら孫への贈与の非課税措置として認知されているようです。制度活用にはそれなりの手続きが必要ですが、節税効果が高いことから、各金融機関、特に信託銀行においては、この制度を活用したいとする申し込みが相次いでいます。対する金融機関も資金の受け入れについて積極的な営業展開を行っています。

（ご参考：信託銀行大手の関連 Web サイトの URL）

三菱 UFJ 信託銀行

<http://www.tr.mufg.jp/mago/mago.html>

三井住友信託銀行

<http://www.smtb.jp/personal/entrustment/management/education/>

みずほ信託銀行

[http://www.mizuho-tb.co.jp/souzoku/kyouiku\\_shikinnzouyo.html](http://www.mizuho-tb.co.jp/souzoku/kyouiku_shikinnzouyo.html)

りそな銀行（信託銀行を兼業）

[http://www.resona-gr.co.jp/resonabank/kojin/service/sonaeru/kyoiku\\_shintaku/](http://www.resona-gr.co.jp/resonabank/kojin/service/sonaeru/kyoiku_shintaku/)

一般社団法人全国経営診断士会

〒112-0004

東京都文京区後楽 2-2-17 NBD 三義ビル

TEL: 03-3812-8211 FAX: 03-3812-8213

mail@cbca.jp http://www.cbca.jp

お問い合わせ先